

信州大学人文学部と松本少年刑務所との連携に関する覚書

信州大学人文学部（以下「甲」という。）と松本少年刑務所（以下「乙」という。）は、平成27年9月16日に公布され、平成29年9月15日に政令により施行された公認心理師法に規定する公認心理師（以下「公認心理師」という。）の養成のため、公認心理師法施行規則第1条に定める公認心理師になるために必要な科目である心理実習（以下「心理実習」という。）の実施にあたり連携及び協力する事項に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、公認心理師の養成のため、甲乙の教育及び地域連携の深化を図り、もって社会の発展に貢献する有為な人材の育成に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- 一 甲に所属する教員及び学生が心理実習を実施するため、乙がその受入施設となること。
- 二 実習指導者として乙に所属する職員を定めること。
- 三 個人情報保護及び秘密保持に関すること。
- 四 その他甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

（実施）

第3条 前条の各号に掲げる事項の具体的な実施については、毎年、甲及び乙の両者が協議するものとする。

（覚書の解消）

第4条 甲及び乙は、この覚書を解消しようとするときには、解消しようとする日の6月前までに、書面により相手方にその旨を通知しなければならない。

（その他）

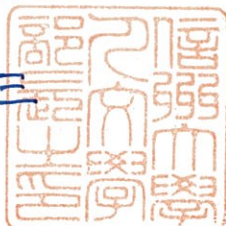
第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項について必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

（甲） 信州大学人文学部長

山田 健三



（乙） 松本少年刑務所長

高本 良

